

## 豊橋市教育委員会賞状交付取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、各団体が主催するスポーツ大会、コンクール等（以下「大会」という。）において、豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が優秀な成績を収めた者を賞するために交付する賞状の交付基準及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 賞状を交付する大会等は、次のとおりとする。

- (1) 一般市民を対象とした教育、芸術、文化及びスポーツに関する大会で、概ね20人以上の参加のあるもの
- (2) 特定の会員等を対象とする概ね50人以上の参加のある大会等で、賞状を交付することが適当であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、賞状を交付しないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認められるもの
- (2) 特定事業者の営利又は商業宣伝を目的としたものであると認められるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他交付することが不相当と認められるもの

(交付内容)

第3条 賞状は、教育委員会名で交付する

2 一つの大会において、年齢別、階級別、その他区分がある場合は、

その区分に応じてそれぞれ交付することができる。

3 副賞は、これを交付しない。

(交付申請)

第4条 賞状の交付を受けようとする大会主催者（以下「申請者」という。）は、大会開催日の2週間前までに豊橋市教育委員会共催・後援等に関する取扱内規（昭和56年8月1日決裁）様式第1号に定める豊橋市教育委員会共催・後援等及び教育委員会賞申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。